

J R 四 国 労 組 ニ ュ ー ス

令和 4 年 9 月 2 1 日 (N o . 6)

発行責任者／大谷 清

編集責任者／石川 敏也

予土線・江川崎～半家駅間における 車両脱線事故の発生について

8 月 2 5 日、予土線・江川崎～半家駅間を走行中の 4 8 2 7 D が落石と衝突し脱線、乗車中のお客様 1 名が怪我をされる事故が発生した。

J R 四国労組は今回の事故に対し、8 月 3 0 日付発第 2 0 号「予土線・江川崎～半家駅間における車両脱線事故の発生について」申し入れを行い、会社より以下のとおり回答があった。

- 1 今回の脱線事故をどのように受け止めているのか、会社の考え方を明らかにされたい。

予土線・江川崎～半家駅間で発生した脱線事故は、安全運行が事業の根幹である当社にとって、会社の存続さえも危うくなりかねない極めて重要な事故だと考えています。安全・事故防止対策は最も重要であり、今回の事故を教訓に改善できるものは改善するとともに、適切な安全対策を講じていきます。

しかしながら、お客様に軽傷を負われた方がいたものの、乗務員にも大きな怪我がなく、重傷者が出なかったことが不幸中の幸いだったと考えています。また、事故発生後において、当該乗務員の適切なお客様対応や関係社員による迅速な復旧手配がとられたことに感謝いたします。

- 2 脱線事故の原因を明らかにされたい。

現在、運輸安全委員会において、脱線事故の原因について調査中ですが、軌道上に落下した岩塊に衝突した結果、列車が脱線したと考えております。当該箇所においては、斜面途中に立木利用柵や線路際には検知線付きの落石止め柵を設置していましたが、岩塊が柵の上端に接触し、検知線を緩めたものの切断することなく、軌道上に到達したと考えております。

- 3 再発防止に向けた今後の対策について明らかにされたい。

予土線において、当該箇所と同様な斜面の緊急点検を実施し、落石の恐れのある箇所について、運転速度 30km/h の徐行区間を設定した上で運転再開を行っております。徐行区間を設定した箇所については、落石防護施設の強化など実施した上で徐行解除することとし、今後、鉄道総研などの有識者から知見を頂きながら、落石予防対策の計画を作成していきます。

今回の事故では、怪我をされたお客様はもとより、怪我をされなかったお客様や乗務員も危険にさらされている。走行中の列車が脱線する事象は、列車転覆等二次災害が発生し、大事故につながる恐れのある事象であり、再発防止に向けた実効的対策が取られなければならない。

J R 四国労組は、安全・安定輸送の確立がすべてに優先し、尊い命を預かる私たちの重大な使命であることを強く訴えとともに、仲間の安全が守れずして、お客様の安全は守れないとの認識に立ち、「すべての労働者の重大事故・死傷事故ゼロ」の完遂に向けて、引き続き会社に対する「安全へのチェック機能」強化の運動を展開する。

以上